

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書

この通知書は、農地等の賃貸借について、農地法第 18 条の許可を必要としない解約等を行った場合に、地主（貸人）と小作人（借人）双方により、農業委員会に提出する書類です。提出にあたっては、次の点にご注意ください。

1. 提出書類

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書 1 部

2. 添付書類

必 要 書 類		部 数	備 考
1	土地登記簿謄本	1 部	
2	（合意による解約が行われた場合） 合意が成立したことを証する書面、又は民事調定法による農事調停の調書の謄本	1 部	土地の引渡の 6 か月以内に成立したもの
	（信託事業に係る信託財産の解約等の場合） 信託契約書の写し		
3	その他必要となる書類	1 部	（注 1）

注 1 その他参考となる書類

1. 小作関係は、委員会備え付けの小作台帳に登録していますが、この台帳の登録内容に変更が生じている場合は、変更手続きもあわせて行ってください。

(1)土地所有者（貸人）の名義を変更する必要がある場合

土地登記簿上の所有者が、すでに死亡して相続が発生している場合は、事前に相続登記を済ませてください。

ただし、遺産分割協議書等を作成して真正な相続人を明確にしたうえで、合意解約を行った場合、又は相続人全員で合意解約を行った場合は、戸籍簿等の相続関係がわかる書類を添えて提出してもかまいません。

(2)小作人（借人）に相続が発生し、変更が必要な場合

この場合は、あらかじめ小作人に小作権の相続届（同時提出も可）の手続きをしていただき、その相続人と合意解約及び通知を行ってください。

また、相続人全員との合意解約及び通知を行っていただいても結構です。その場合は、戸籍簿等の相続関係がわかる書類を添付してください。

2. 賃貸借契約書写し

3. 念書・利用計画書

土地所有者（貸人）は、小作契約解約後、遊休化防止のため当該農地の管理に係る念書及び営農計画書を提出してください。

<注 意>

1. 公的機関の証明書は、発行後 3 か月以内のものを添付してください。
2. 通知書への記載は、記載見本をご参照ください。
3. 小作解約に伴う税金等の問題については、税務署にお問い合わせください。
4. 代理人による申請の場合は、委任状が必要です。